

個人番号を利用した情報連携について

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

○情報連携とは？

個人番号を使い、行政手続きに必要な情報を行政機関等との間で直接授受します。これにより、各種申請の際に添付する書類が省略・簡略化されることが期待されています。

短期給付においては、被扶養者認定・検認事務や給付金の申請について、提出書類の一部の省略・簡略化が見込まれています。

○個人番号の漏えいが心配・・・

情報連携する際には、個人番号そのものではなく、異なる数値や文字列で構成された符号を使用します。

○実施時期は？

平成30年7月から情報連携システムが稼働しました。これにより、高額療養費の給付手続きに必要な所得区分の確認（対象の方の同意が必要）など、短期給付の事務手続きの一部について添付書類の省略が可能となります。

共済組合では、引き続き検証を重ね、円滑な情報連携が行われるよう対応していきます。

遺族厚生年金

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

組合員または組合員であった方が死亡した場合に、遺族の方の生活を保障するために支給される年金が遺族厚生年金です。年金額は死亡した方の年金額（報酬比例部分）の $3/4$ の相当額が支払われることとなります。

また、死亡の原因が公務による場合には、併せて年金払い退職給付（退職等年金給付）から公務遺族年金が支給されます。

① 遺族厚生年金を受ける条件

組合員または組合員であった方が、次のいずれかの条件に該当するとき、その遺族に支給されます。

- 在職中に死亡したとき
- 退職後、在職中の病気やけがで初診日から5年以内に死亡したとき。
- 障害等級1・2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき。
- 老齢厚生年金の受給権者または年金待機者が死亡したとき。

② 誰が遺族厚生年金をもらえるの？

遺族厚生年金を受け取ることができる遺族は、組合員または組合員であった方に生計を維持されていた、恒常的な収入が将来にわたって年額850万円（年間所得655.5万円）以上と認められる方です。

順位	続柄		要件等
1	配偶者	妻	下記の子あり→年齢制限なし。 下記の子なし→年齢が 30歳未満 のときのみ5年間の有期給付。 ※要件を満たせば 中高齢寡婦加算 （※1）が上乗せされる場合があります。
		夫	死亡時に年齢が55歳以上である方。ただし支給開始年齢は60歳です。
	子	18歳の年度末（≒高校卒業）までの未婚の方。 または、20歳未満で障害等級が1級もしくは2級の障害状態である未婚の方。	
2	父母	死亡時に、年齢が55歳以上である方。支給開始年齢は60歳です。	
3	孫	受給要件は子と同様。	
4	祖父母	受給要件は父母と同様。	

（※1）中高齢寡婦加算・・・遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であり、遺族基礎年金が支給されないとき、遺族厚生年金に**586,300円（令和2年度）**が加算されます。

③ 遺族基礎年金

遺族に該当する方が、「子と生計を同一にしている配偶者（年齢要件なし）」または「子」に該当する場合、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金の金額は年額781,700円（令和2年度）であり、子の人数に応じて一定額が加算されます。